

## 平成31年 4月利用分から 公共施設の 使用料などが変わります

施設運営の効率化や運営経費の縮減に努めていますが、公共施設の管理運営に係る経費は、施設利用者の使用料収入でまかなうことができず、多くを市民の税金で負担しています。

そこで、将来を見据え、安定した行政サービスを提供するために公共施設の使用料などの見直しを行い、平成31年4月利用分から公共施設の使用料を値上げします(一部を除く)。みなさんの理解と協力をお願いします。

\* 新使用料の詳細は、市HP「市政情報」→「行財政改革」で確認できます

### 対象施設

- ▶宗像ユリックス▶コミュニティ・センター
- ▶メイトム宗像▶男女共同参画推進センター「ゆい」
- ▶大島福祉センター▶正助ふるさと村▶大島観光休憩所
- ▶陶芸施設▶宗像勤労者体育センター▶市民体育館
- ▶玄海 B & G 海洋センター▶大島運動広場
- ▶宗像市運動広場▶学校開放施設▶弓道場
- ▶有料公園施設(ふれあいの森総合公園、野球場など)



### Q 1 何が変わりますか?

A 1 施設使用料と電気料金の減免範囲です

- ①施設使用料=一部を除き値上げ
- ②電気料金=原則として利用者負担

### Q 2 使用料は大幅に値上がりしますか?

A 2 大幅な負担増加を抑制するため、原則として現行使用料の20%増加を上限としています(右図参照)。ただし、近隣市町村と比較して大幅に安価(2分の1以下)な使用料については、その平均の3分の2の額まで値上げします

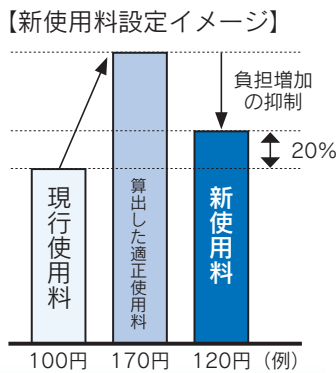


図 経営企画課 ☎(36)1192

## ため池や水路での 水難事故防止に協力を

農作業が盛んとなる梅雨期から台風期にかけて、ため池や水路での水難事故が発生しています。特に近年は、局地的に起こる集中豪雨で、ため池や水路の水位が急に上がり、水の流れも速くなるので、とても危険な場所になります。



このような看板がある所は危険です 気を付けましょう

万が一、誤って転落した場合は、痛ましい事故となる恐れがあります。このような事故を防ぐため、次のことに協力をお願いします。

- 立ち入りを禁止する看板やフェンスなどがある場所には、近づかない
- 日頃から、子どもに「水路やため池の近くでは遊ばない」と注意しておく
- ため池や水路の所有者や管理者が、日頃から安全点検を実施する

図 農業振興課 ☎(36)0041

(広告)

## 平成30年度 国民健康保険税納税通知書を 6月中旬に送付

平成30年度国民健康保険(国保)納税通知書を、6月中旬に国保加入世帯の「世帯主」あてに送付します。国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。

### 国保税の納付は「口座振替」が原則です

次のいずれかの方法で、口座振替登録をお願いします。①以外は市内の金融機関であれば、どちらの金融機関でも取り扱い可能です。

①市役所で手続きする場合はすぐに登録できます。

▶取扱可能な金融機関=福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行

▶手続きに必要な物=上記の金融機関のキャッシュカード、納税通知書、届出者の本人確認書類

②銀行で手続きする場合は登録までに約1カ月かかります。

▶手続きに必要な物=納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印、口座振替依頼書

③申込ハガキで手続きする場合は登録までに約2カ月かかります。納税通知書に同封の申込ハガキを、郵便ポストに投かんしてください。

▶手続きに必要な物=預金口座情報、通帳届出印

### 国保税の決定・軽減の計算、高額療養費の算出には所得の申告が必要です

平成29年中に収入がない場合でも、収入がなかったという申告をする必要があります。

\* 世帯内に所得申告をしていない人がいる場合は、軽減措置が適用されません

\* 確定申告や市県民税の申告をしている人、源泉徴収票をもらっていて職場で年末調整をしている人、公的年金以外の収入がない人は手続不要です

### 国保税の特別徴収(年金天引き)

【対象(次の全てに該当する人)】

- ▶世帯主が国保に加入している(年度途中で75歳に到達する人を除く)
- ▶世帯の国保加入者が全員65歳以上
- ▶特別徴収(年金天引き)の対象になる年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合わせた額が年金額の2分の1以下になる
- \* 特別徴収(年金天引き)になる世帯も、口座振替での納付に変更できます

【すでに特別徴収(年金天引き)となっている世帯主】

7月中旬に「税額決定通知書」を送付(6月に納税通知書は送付しません)。

【平成30年10月から特別徴収(年金天引き)開始予定の世帯主】

決定した場合、7月中旬に「特別徴収開始通知書」を送付(6月にも納税通知書を送付します)。4期分までは納付書で納付してください。10月から特別徴収(年金天引き)が決定しなかった場合は、改めて5期以降の納付書を送付します。

図 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

## 水道料金のお支払いはクレジットカードが便利。

詳しくは宗像地区上下水道料金センターまで

TEL.0940-62-0026



イオンカードのお支払いなら、ときめきポイントが200円(税込)で1ポイントたまる!

住宅新築・リフォーム設計施工  
有限会社 奥井建設  
有限会社奥井建設一級建築士事務所

TEL.0940-33-0953  
FAX.0940-33-5553

安らぎと癒しの空間を大切に... ★断熱・防音に優れた火災保険付き省エネ ECO 住宅 「REPOSER(ルポゼ)」

住宅のリフォームは... ★増改築・水廻りなど大きなリフォームから小さな修繕まで ★外構・エクステリア

詳しくはこちらへ!!

奥井建設 宗像市

【本社】〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9丁目13-3

【URL】http://okui-ken.net 【E-mail】info@okui-ken.net

